

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」の一部改正について

1 条例・規則の改正について

(1) 趣旨

地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要があるため、水質汚濁防止法が改正され、平成 24 年 6 月 1 日から施行されたことを受けて、今般、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）及び同条例施行規則を改正するほか、関係法令との整合を図るため所要の整理を行うもの。

【生活環境保全条例の概要】
 生活環境保全条例は、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の規制対象を広げて公害規制を行っているもの（参考資料 No. 1 及び No. 2 参照）。

(2) 水質汚濁防止法の主な改正内容（参考資料 No. 3 参照）

- ① 排水基準項目等の追加及び基準値の改正
- ② 構造等に関する基準の遵守（有害物質を使用する施設の構造基準等の遵守）
- ③ 定期点検の義務（有害物質を使用する施設の管理状況の確認）
- ④ 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止（事故時の措置の範囲の拡大）
- ⑤ 事業者による記録改ざん等への厳正な対応（未測定及び測定結果虚偽記録等に対する罰則）

なお、本改正により構造基準等が適用となる施設（健康有害物質使用汚水等排出施設）に係る届出は、現時点では出されていない。

2 生活環境保全条例改正の概要

〈環境審議会諮問事項〉

- ① 有害物質の種類、水質の汚濁にかかる基準の改正（別紙 1）
- ② 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造等にかかる基準の新設（別紙 2）

〈その他の改正事項（追加）〉

- ③ 定期点検義務
- ④ 事故時の措置の対象物質拡大
- ⑤ 点検及び自主測定記録義務違反への罰則

3 今後のスケジュール

9月		10月		11月		12月		1月		2月	
上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
	環境審議会 (諮問)		環境審議会 (答申)		公安委員 会協議				法規幹事会 (1/11)		議会提出
	パブコメ		→		法務学事 課提出				法規審査委 員会 (1/23)		

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則にかかる健康有害物質等の基準改正新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(健康有害物質)</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 6価クロム化合物</p> <p>(6) ひ素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1,2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1,1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) シス-1,2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1,1,1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1,1,2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1,3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) チウラム</p> <p>(20) シマジン</p> <p>(21) チオベンカルブ</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>(健康有害物質)</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 6価クロム化合物</p> <p>(6) ひ素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1,2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1,1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) シス-1,2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1,1,1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1,1,2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1,3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) チウラム</p> <p>(20) シマジン</p> <p>(21) チオベンカルブ</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) 1,4-ジオキサン</p>

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	健康有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	健康有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
5	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム

改正前			改正後		
15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム	15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム	24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム	25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム	26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
			28	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
3	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
4	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	30
7	フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
8	銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
9	亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
10	溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
3	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
4	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 1リットルにつきミリグラム）	30
7	フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
8	銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
9	亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
10	溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10

改正前			改正後		
11	溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10	11	溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
12	クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2	12	クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
13	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000	13	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000
備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。			備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。		

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の55に定める方法
2	シアン化合物	検出されないこと。	日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法
3	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の54に定める方法
4	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本工業規格K0102の65・2に定める方法
5	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の61・2又は61・3に定める方法
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム	日本工業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	シアン化合物	検出されないこと。	日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法
3	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の54に定める方法
4	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本工業規格K0102の65・2に定める方法
5	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

改正前				改正後			
13	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法	13	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
14	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	14	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	15	1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	シス体については、日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体については、日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
16	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	16	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
17	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法	17	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	18	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法	19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法	20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法	21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
23	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の67・2又は67・3に定める方法	23	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	日本工業規格K0102の67・2又は67・3に定める方法
24	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム	日本工業規格K0102の47・1若しくは47・3に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法	24	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム	日本工業規格K0102の47・1若しくは47・3に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
25	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム	日本工業規格K0102の34・1に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法	25	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム	日本工業規格K0102の34・1に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量10ミリグラム	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3又は43・2・5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸窒素の量を測定する方法	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量10ミリグラム	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3又は43・2・5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸窒素の量を測定する方法
				27	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
備考 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。				備考 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準について

1 施設本体の床面及び周囲の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、健康有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの健康有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、健康有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 配管等の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、健康有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、次のア又はイのいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、健康有害物質を含む水の種類

又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

3 排水溝等の構造等

健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、健康有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 健康有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4 使用の方法

健康有害物質使用汚水等排出施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 健康有害物質を含む水の受け入れ、移し替え及び分配その他の健康有害物質を含む水を扱う作業は、健康有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

イ 健康有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ウ 健康有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした健康有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

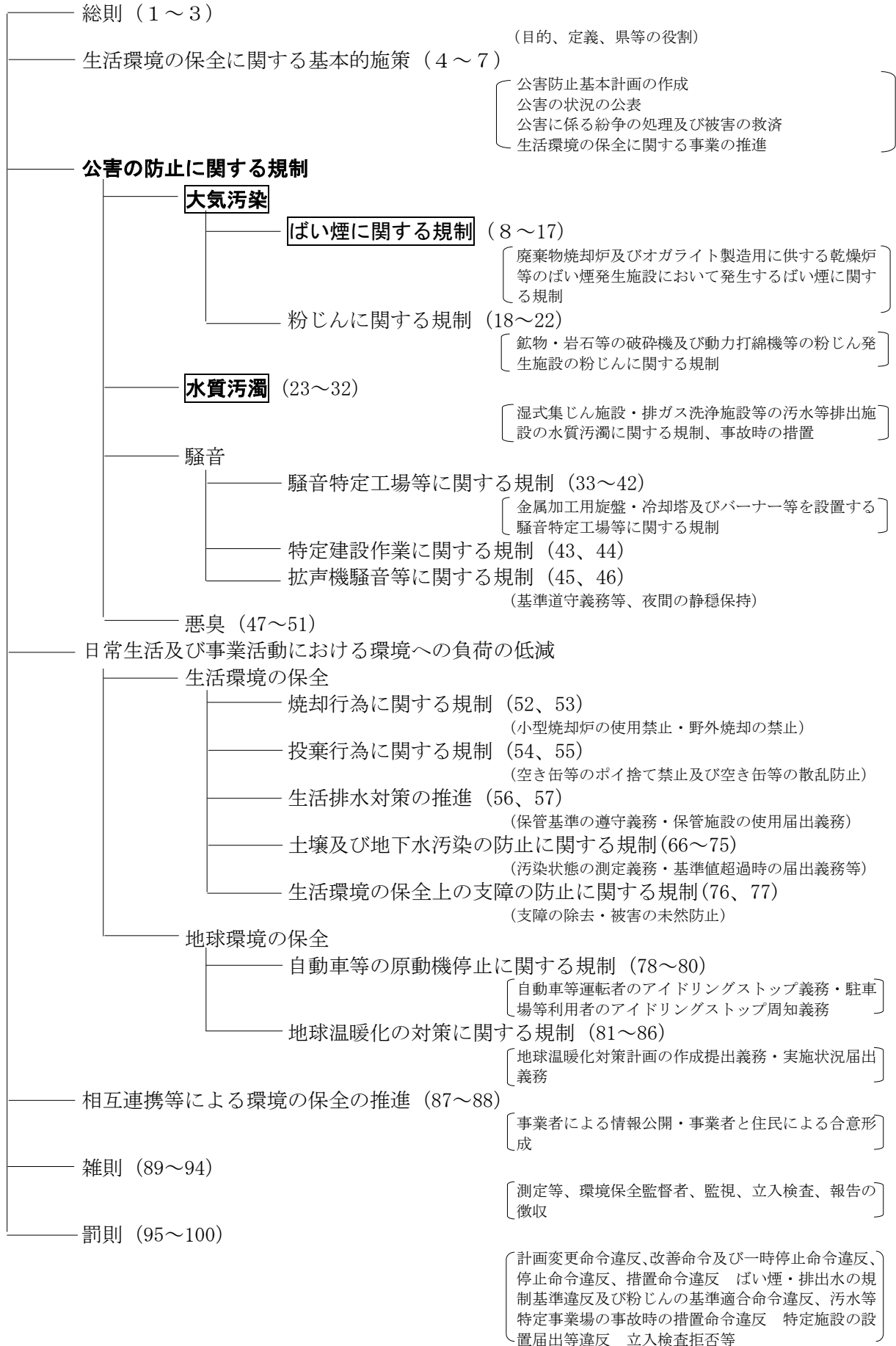
(2) 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

岩手県における環境保全体系図



県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例体系図

(平成13. 12. 21条例第71号)



水質汚濁防止法と環境保全条例の関係性

○ 対象施設

・ 水質汚濁防止法

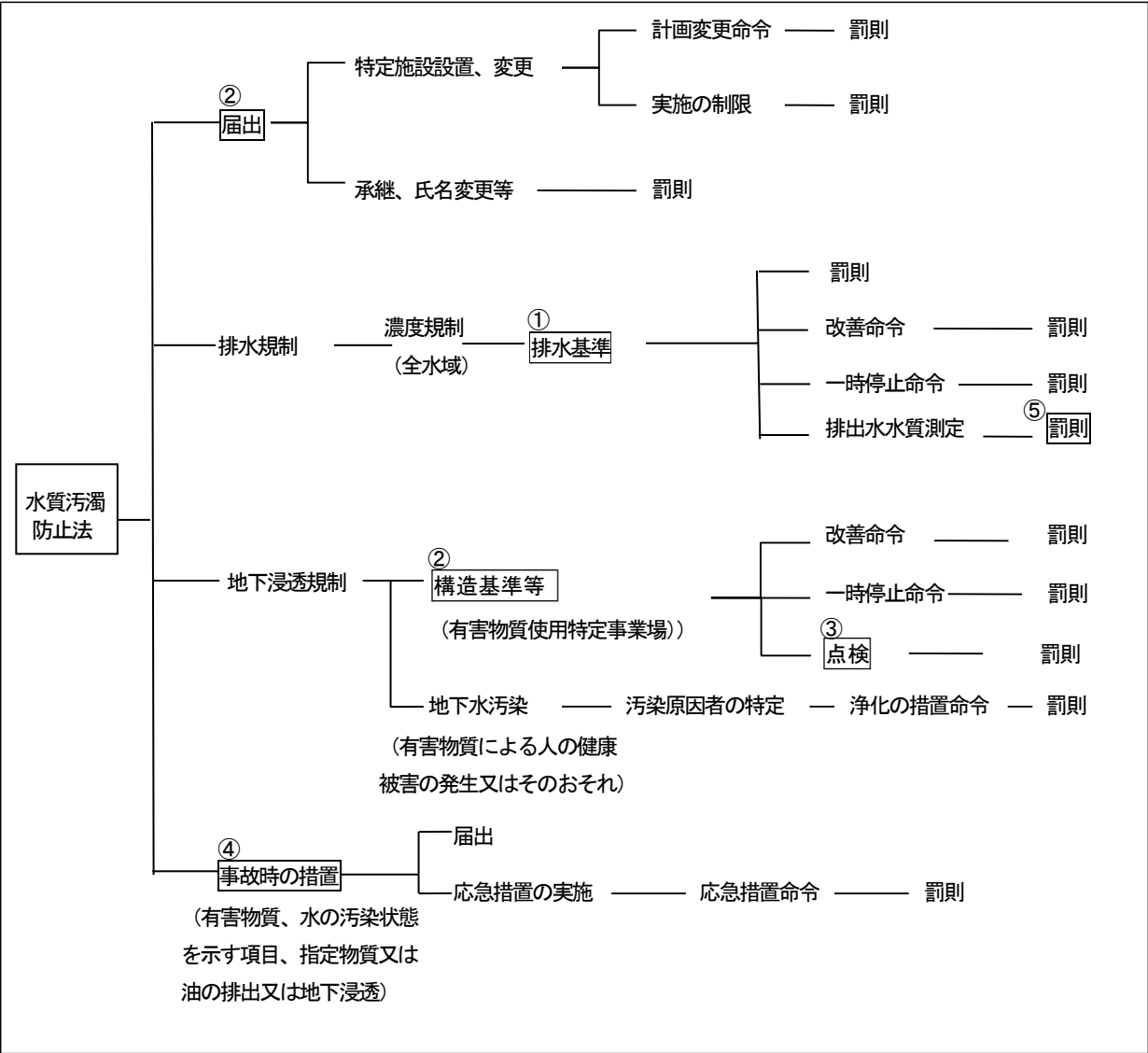
水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設

・ 環境保全条例の汚水等排出施設

湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設

(水質汚濁防止法施行令別表第一各号に掲げる業に用いる以外のもの)

水質汚濁防止法体系図 (条例で法に準じて規定している部分を抜粋) ※□は今回条例の改正部分



※表内の□の上についている番号 (①、②等) については、資料 No. 1 の 1 (2) に示す番号を示しているもの

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

改正の背景

- 一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。
- 近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。
【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
- ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】
- ※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*1及び事業者の範囲*2）を拡大。【水質汚濁防止法改正】
- *1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。
- *2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。
【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
- ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
- ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】 公布の日（平成22年5月10日）から1年以内で政令で定める日から施行。
ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成23年10月

水・大気環境局

水環境課

土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正

- 平成21年11月30日、1,1-ジクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値の変更が行われた。
(0.02mg/lから0.1mg/lに変更)
- これを受け、排水基準を0.2mg/lから1mg/lとし（排水基準を定める省令の一部改正）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を0.02mg/lから0.1mg/lとするもの（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）。

2. 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正

- 亜鉛については、平成15年11月5日に環境基準が設定され、当該環境基準の維持・達成を図るため、平成18年12月11日より水質汚濁防止法に基づく排水基準を強化（5mg/lから2mg/lに変更）している。
- その際、直ちに当該排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10業種）に対し、5年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した（平成23年12月10日まで）。
- 現行の暫定排水基準は平成23年12月10日を以て適用期限を迎えることから、平成23年12月11日以降の措置について検討を行った結果、3業種について平成28年12月10日まで暫定排水基準の適用期限を延長するもの。

施行日：平成23年11月1日（2.については平成23年12月11日）

水質汚濁防止法の一部を改正する法律について

(平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行)

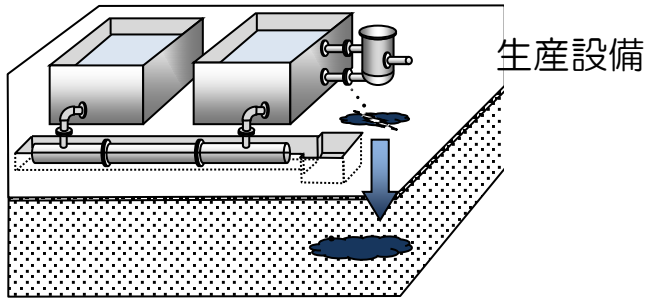
改正の背景

平成24年3月 環境省

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

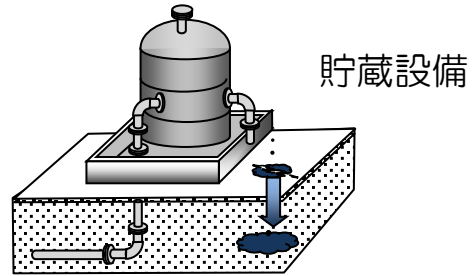
地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

【地下水汚染事例1】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

改正内容

(1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を防止！

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日(平成24年6月1日)から施行。